

## 船舶事故調査報告書

平成30年7月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	平成30年3月20日 16時23分ごろ
発生場所	新潟県新潟市新潟港の万代島水産物揚場前岸壁 新潟港臨港灯台から真方位196° 1.6海里付近 (概位 北緯37° 55.6′ 東経139° 03.6′)
事故の概要	漁船第三十八盛幸丸は、係留中、火災が発生した。
事故調査の経過	平成30年3月23日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第三十八盛幸丸、330トン 131292、大洋エーアンドエフ株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 機関長、四級（機関）
負傷者	なし
損傷	浴室、船長室、操舵室等に焼損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、新潟港の水産物揚場前岸壁に係留して漁獲物の水揚げ作業を行っていた。</p> <p>岸壁にいた運送業者の運転手は、平成30年3月20日16時23分ごろ本船の操舵室下部付近から煙が出ているのを認め、火事の発生を大声で叫び、本船上の乗組員に知らせた。</p> <p>乗組員全員は、前部甲板にいたところ、運転手の叫び声で火災の発生を知り、船長、機関長及び甲板長がサロンから持運び式泡消火器を持って煙が出ている操舵室下部の船尾楼甲板に向かい、消火活動を開始した。</p> <p>機関長及び甲板長は、浴室付近からの煙がひどくて火元が特定できず、煙が出てくる方に向かって消火器を噴霧し、また、その他の乗組員は、甲板を洗うための雑用ホース2本を使用し、雑用海水による消火活動を行ったが、いずれも効果は確認できなかった。</p> <p>本船は、漁獲物の水揚げに立ち会っていた船舶管理会社の社員が、消防及び海上保安庁に通報し、駆けつけた消防署の消防車及び海上保安庁の消防艇により、16時45分ごろ消火活動が開始され、18時32分ごろ鎮火が確認された。</p> <p>本船は、出火元が船長室から船橋への階段の上り口にある風呂加熱器のスイッチ部であり、また、出火原因が焼けた電線の形状から経年劣化による漏電であることが判明した。</p>

	<p>本船は、定期的に絶縁抵抗測定を行っており、平成29年4月のドック時には異常が無く、また、12月にも機関室配電盤の接地灯で漏電をチェックしたが異常は認められなかった。</p> <p>本船の風呂加熱器は、15時00分ごろ一等機関士がスイッチを入れ、通電されていた。</p> <p>本船の電気回路図によれば、風呂加熱器のスイッチの制御回路は、同加熱器の電源ラインから供給されて2次回路を形成して分離しており、同加熱器のスイッチを入れずに配電盤の1次側で絶縁抵抗を計測した際、2次側で漏電していても判明できないような回路となっていた。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、新潟港で係留中、風呂加熱器に通電していた際、同加熱器のスイッチの2次側が経年劣化により漏電を生じていたことから、同加熱器のスイッチ部から出火したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、新潟港で係留中、風呂加熱器に通電していた際、同加熱器のスイッチの2次側が経年劣化により漏電を生じていたため、同加熱器のスイッチ部から出火したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2次回路を形成している機器の電気配線等の絶縁抵抗を計測する場合、1次側だけの絶縁抵抗の計測では漏電を検知できないことがあるので、2次側も計測すること。</li> </ul>